



発行 東京都

目次

告示

- 東京都宝くじの発売 (八件) ..... (財務局主計部公債課) : 一
- 市街地再開発組合の事業計画の変更認可 (二件) ..... (都市整備局市街地整備部再開発課) : 四
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除及び指定の一部解除 ..... (環境局環境改善部化学物質対策課) : 四
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定 (二件) ..... (環境局多摩環境事務所環境改善課) : 六
- 土砂災害警戒区域の指定の解除 ..... (建設局河川部指導調整課) : 八
- 昭和四十年交通局告示第十四号 (東京都交通事業の料金徴収事務の委任) の一部改正 ..... : 八
- 東京都地下高速電車記念一日乗車券の発売 ..... : 八
- 東京都地下高速電車記念普通乗車券の発売 ..... : 九
- 認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出 ..... (生活文化局都民生活部管理法人課) : 九
- 開発行為に関する工事完了 ..... : 九

- (都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課) : 〇
- 令和二年度下半期(島しょ地区) 危険物取扱者保安講習及び消防設備士講習の実施 ..... (東京消防庁) : 〇
- 全国自治宝くじの発売 (十一件) ..... (全国自治宝くじ事務協議会) : 三

告示

●東京都告示第千四百八十三号

当せん金付証券を次のとおり発売する。

令和二年十二月十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 名称 第二千四百九十二回東京都宝くじ
  - 二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号
  - 三 発売の数及び総額 二百五十万枚 二億五千万円
  - 四 証券金額 一枚百円
  - 五 証券型式 開封式
  - 六 発売期間 令和三年一月六日から同月二十六日まで
  - 七 抽せん期日 令和三年一月二十九日
  - 八 当せん金支払開始 令和三年二月三日
  - 九 当せん金の額及び当せんの数
- |         |        |       |
|---------|--------|-------|
| 等級      | 当せん金   | 当せん本数 |
| 一等      | 千円     | 一本    |
| 一等の前後賞  | 二百五十万円 | 二本    |
| 一等の組違い賞 | 十万円    | 二十四本  |
| 二等      | 三十万円   | 二十五本  |

- 三等 三万円 二百五十本
- 四等 五千元 五千本
- 五等 千円 二万五千本
- 六等 百円 二十五万本
- 計 二十八万三百二本

十 注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証券は、転売できない。

●東京都告示第千四百八十四号

当せん金付証券を次のとおり発売する。

令和二年十二月十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 名称 第二千四百九十三回東京都宝くじ
- 二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号
- 三 発売の数及び総額 三百万枚 六億円
- 四 証券金額 一枚二百円
- 五 証券型式 開封式
- 六 発売期間 令和三年一月十三日から同年二月二日まで
- 七 抽せん期日 令和三年二月五日
- 八 当せん金支払開始 令和三年二月十日
- 九 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金	当せん本数
一等	二千万円	一本
一等の前後賞	五百万円	二本
一等の組違い賞	十万円	二十九本
二等	百万円	三十本
三等	一万円	六千本
四等	二千元	三万本
五等	二百円	三十万本
新春幸運賞	三万円	六百本
計		三十三万六千六百六十二本

十 注意事項  
 (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
 (二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第千四百八十五号  
 当せん金付証票を次のとおり発売する。

令和二年十二月十一日

- 東京都知事 小 池 百合子
- 一 名称 第二千四百九十四回東京都宝くじ
- 二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
 及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号
- 三 発売の数及び総額 二百十萬枚 二億四千万円
- 四 証票金額 一枚二百円
- 五 証票型式 被封式(被封された特定部分を削り取るにより、一等から五等までの当せんが判明する方法)

六 発売期間	令和三年一月十三日から同年二月九日まで	
七 当せん金支払開始期日	令和三年一月十三日	
八 当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数	
等級	当せん金	当せん本数
一等	三千万円	十二本
二等	五万円	二百八十八本
三等	一万円	千二百本
四等	千円	一万二千本
五等	二百円	三十六万本
計		三十七万三千五百本

九 注意事項  
 (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
 (二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第千四百八十六号  
 当せん金付証票を次のとおり発売する。

令和二年十二月十一日

- 東京都知事 小 池 百合子
- 一 名称 第二千四百九十五回東京都宝くじ
- 二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
 及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号
- 三 発売の数及び総額 二百五十萬枚 二億五千万円
- 四 証票金額 一枚百円
- 五 証票型式 開封式

六 発売期間	令和三年一月二十七日から同年二月十六日まで	
七 抽せん期日	令和三年二月十九日	
八 当せん金支払開始期日	令和三年二月二十四日	
九 当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数	
等級	当せん金	当せん本数
一等	千五百万円	一本
一等の前後賞	二百五十万円	二本
一等の組違い賞	十万円	二十四本
二等	三十万円	二十五本
三等	五万円	二百五十本
四等	三千元	五千本
五等	千円	二万五千本
六等	百円	二十五万本
計		二十八万三百二本

十 注意事項  
 (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
 (二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第千四百八十七号  
 当せん金付証票を次のとおり発売する。

令和二年十二月十一日

- 東京都知事 小 池 百合子
- 一 名称 第二千四百九十六回東京都宝くじ

二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	百五十万枚 三億円
四	証券金額	一枚二百円
五	証券型式	被封式(被封された特定部分を削り取るにより、一等から五等までの当せんが判明する方法)
六	発売期間	令和三年二月十日から同年三月九日まで
七	当せん金支払開始期日	令和三年二月十日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
一等		百万円 十五本
二等		十万円 三百本
三等		一万円 五千二百五十本
四等		千円 一万五千本
五等		二百円 十五万本
計		十七万五千六百五十五本
九	注意事項	(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。 (二) 証券は、転売できない。

●東京都告示第千四百八十八号

当せん金付証券を次のとおり発売する。

令和二年十二月十一日

一	名称	東京都知事 小 池 百合子
二	受託銀行等の名称及び所在地	第二千四百九十七回東京都宝くじ株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	二百五十万枚 二億五千万円
四	証券金額	一枚百円
五	証券型式	開封式
六	発売期間	令和三年三月三日から同月二十三日まで
七	抽せん期日	令和三年三月二十六日
八	当せん金支払開始期日	令和三年三月三十一日
九	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
一等		千万円 一本
二等		二百万円 二本
三等		十万円 二十四本
四等		三万円 二百五十本
五等		千円 五千本
六等		百円 二十五万本
計		二十八万三千二百本
十	注意事項	(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。 (二) 証券は、転売できない。

●東京都告示第千四百八十九号

当せん金付証券を次のとおり発売する。

令和二年十二月十一日

一	名称	東京都知事 小 池 百合子
二	受託銀行等の名称及び所在地	第二千四百九十八回東京都宝くじ株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	百万枚 二億円
四	証券金額	一枚二百円
五	証券型式	被封式(被封された特定部分を削り取るにより、一等から五等までの当せんが判明する方法)
六	発売期間	令和三年三月十日から同月三十一日まで
七	当せん金支払開始期日	令和三年三月十日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
一等		百万円 十本
二等		十万円 二百本
三等		一万円 三千五百本
四等		千円 一万本
五等		二百円 十万本
計		十一万三千七百十本
九	注意事項	(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。 (二) 証券は、転売できない。

受領することができない。  
(二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第千四百九十号

当せん金付証票を次のとおり発売する。

令和二年十二月十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 名称 第二千四百九十九回東京都宝くじ
- 二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号
- 三 発売の数及び総額 二百万枚 四億円
- 四 証票金額 一枚二百円
- 五 証票型式 開封式
- 六 発売期間 令和三年三月十日から同月三十一日まで
- 七 抽せん期日 令和三年四月五日
- 八 当せん金支払開始期日 令和三年四月十二日
- 九 当せん金の額及び当せんの数
 

等級	当せん金	当せん本数
一等	三千万円	一本
一等の前後賞	千万円	二本
一等の組違い賞	十万円	十九本
二等	三十万円	二十本
三等	一万円	四千本
四等	千円	二万本
五等	二百円	二十万本
- 計 三万円 六千本  
二十二万四千六百四十二本

十一 注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第千四百九十一号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定に基づき茗荷谷駅前地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和二年十二月十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 組合の名称 茗荷谷駅前地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間 平成十七年十一月二十五日から令和二年十二月三十一日まで
- 三 施行地区 文京区大塚一丁目地内
- 四 事務所の所在地及び設立認可の年月日 文京区大塚一丁目四番十五ー一四〇九号  
平成十七年十一月二十五日
- 五 変更の内容 事業施行期間を令和三年五月三十一日まで延長する。
- 六 事業計画の変更の認可の年月日

令和二年十二月十一日

●東京都告示第千四百九十二号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定に基づき武蔵小金井駅南口第2地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和二年十二月十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 組合の名称 武蔵小金井駅南口第2地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間 平成二十七年八月二十一日から令和三年三月三十一日まで
- 三 施行地区 小金井市本町六丁目及び前原町三丁目各地内
- 四 事務所の所在地及び設立認可の年月日 小金井市本町六丁目九番三十五号  
平成二十七年八月二十一日
- 五 変更の内容 事業施行期間を令和三年五月三十一日まで延長する。
- 六 事業計画の変更の認可の年月日 令和二年十二月十一日

●東京都告示第千四百九十三号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和元年東京都告示第百五十七号に

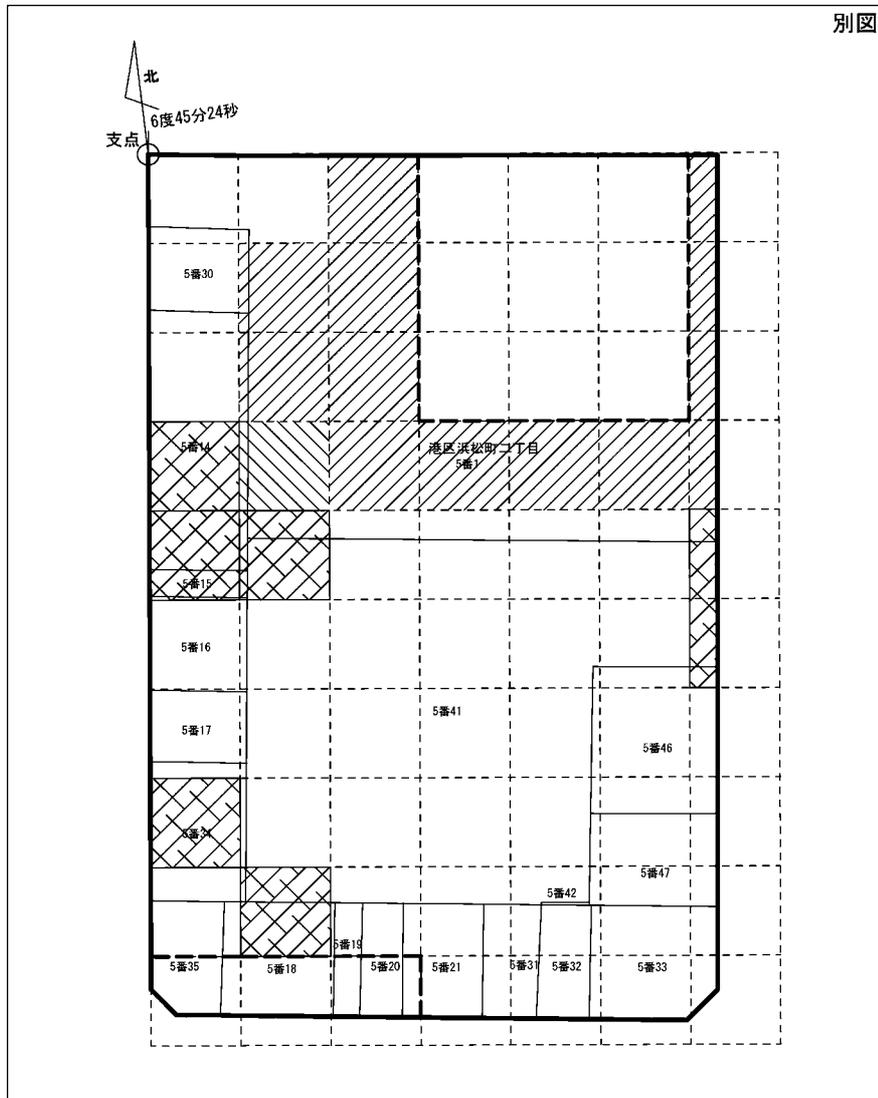
より指定した区域の一部並びに令和元年東京都告示第八百八十号及び令和二年東京都告示第七百四十七号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年十二月十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（港区浜松町二丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 四 講じられた汚染除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【凡 例】  
 - - - 単位区画  
 ——— 隣境界  
 ——— 敷地境界  
 - - - 調査範囲  
 ▨ 形質変更時要届出区域  
（令和元年東京都告示第157号により指定した区域）  
 ▩ 形質変更時要届出区域  
（令和元年東京都告示第159号により指定した区域）  
 ▧ 指定を解除する区域

【格子の回転角度(6度45分24秒)】  
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【支 点】  
 支点は、港区浜松町二丁目5番1の最北端とする。

●東京都告示第千四百九十四号

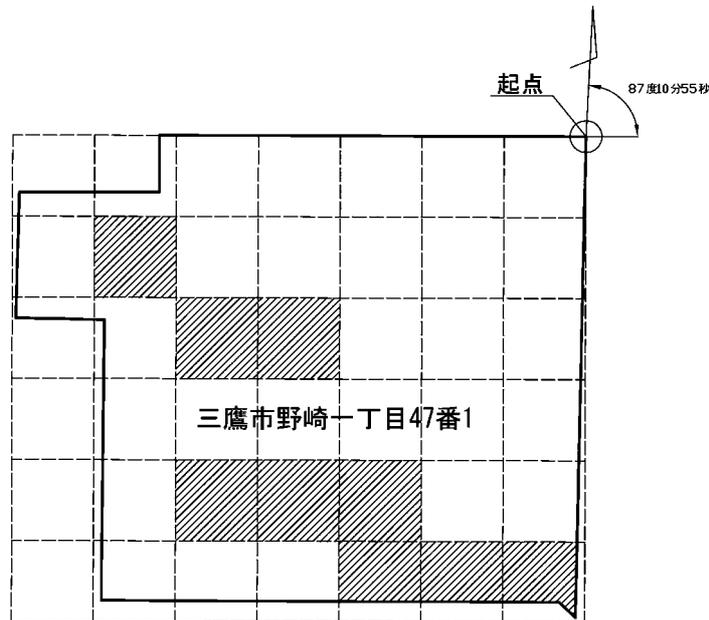
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域(以下「要措置区域」という。)を指定するので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年十二月十一日

東京都知事 小池百合子

- 一 要措置区域 別図のとおり(三鷹市野崎一丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 四 当該要措置区域において講ずべき指示措置 原位置封じ込め又は遮水工封じ込め

別図



【凡例】

- 単位区画
- 調査対象地
- /// 要措置区域 (この告示により指定する区域)

【起点】

起点は、三鷹市野崎一丁目47番1の最北端とする。

【格子の回転角度(87度10分55秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千四百九十五号

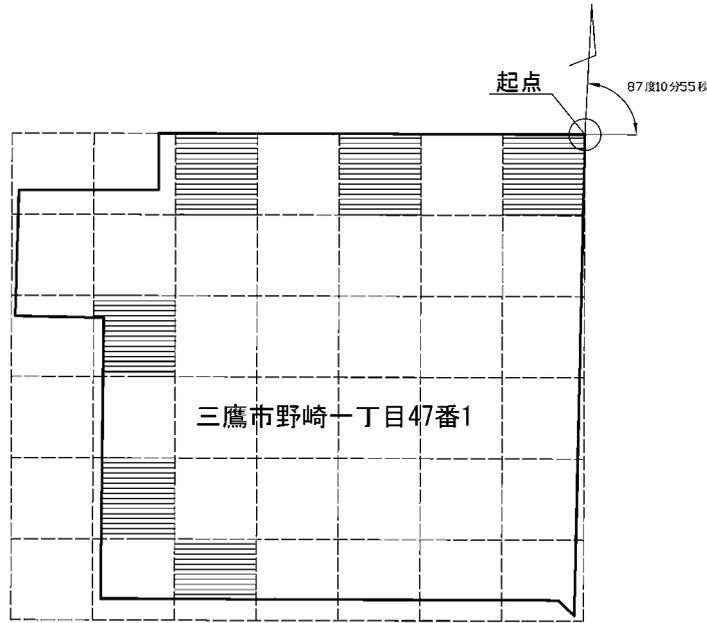
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年十二月十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（三鷹市野崎一丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 シアン化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】

- 単位区画
- 調査対象地
- ≡ 形質変更時要届出区域  
(この告示により指定する区域)

【起点】

起点は、三鷹市野崎一丁目47番1の最北端とする。

【格子の回転角度（87度10分55秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千四百九十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項の規定に基づき、令和元年東京都告示第五百五号により指定した土砂災害警戒区域のうち、別表に掲げる区域の指定を解除する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部及び港区役所において縦覧に供する。

令和二年十二月十一日

東京都知事 小池百合子

別表  
土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
港区	南麻布三丁目	103001-K135	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

告 示 (交)

●交通局告示第十三号

昭和四十年交通局告示第十四号（東京都交通事業の料金徴収事務の委任）の一部を次のように改正し、令和二年十二月十二日から実施する。

令和二年十二月十一日

東京都交通局長 内藤 淳

表株式会社はとバスの項の次に次のように加える。

株式会社 はとバス エンジェ ル エ	天田区平 和島五丁 目四番一 号									各種乗車 記念券の 運賃 貨物券の 代取 金
--------------------------------	---------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	---------------------------------------

●交通局告示第十四号

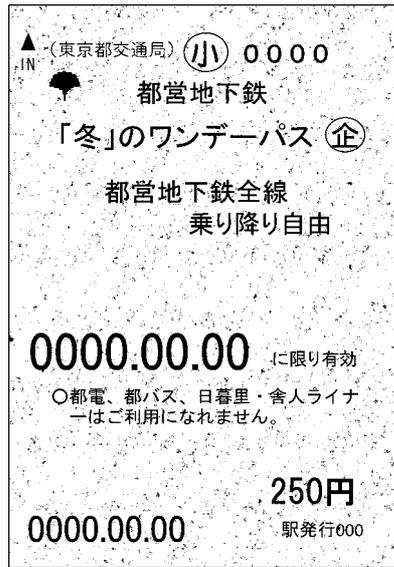
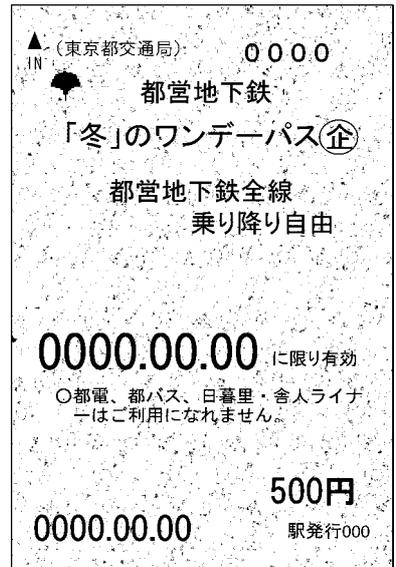
東京都地下高速電車記念一日乗車券を次のように発売する。

令和二年十二月十一日

東京都交通局長 内藤 淳

- 一 記念乗車券の名称  
都営地下鉄「冬」のワンデーパス
- 二 記念乗車券の種類及び運賃  
東京都地下高速電車記念一日乗車券 大人 五百円、  
小児 二百五十円
- 三 記念乗車券の様式  
(一) 大人用

(二) 小児用



四 記念乗車券の発売期間

令和二年十二月十二日から令和三年一月十七日までの  
東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十  
号）に定める休日並びに令和二年十二月二十八日、同月  
二十九日、同月三十日、同月三十一日、令和三年一月二  
日及び同月三日とする。

五 記念乗車券の効力

発売日一日に限り、都営地下鉄に何回でも乗降車する  
ことができる。

六 記念乗車券の発売場所

都営地下鉄の各駅（押上駅、目黒駅、白金台駅、白金  
高輪駅及び新宿線新宿駅を除く。）

●交通局告示第十五号

東京都地下高速電車記念普通乗車券を次のように発売す  
る。

令和二年十二月十一日

東京都交通局長 内 藤 淳

一 記念乗車券の名称

都営大江戸線 全線開業二十周年記念乗車券

二 記念乗車券の種類及び運賃

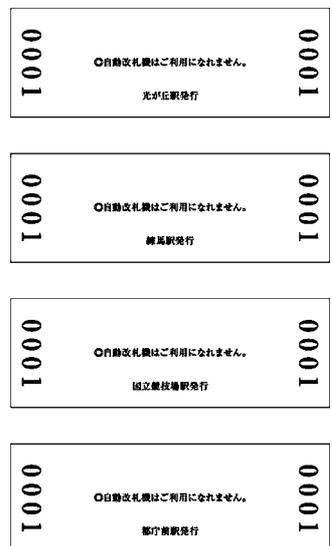
東京都地下高速電車記念普通乗車券 千円（大人用二  
百二十円券二枚及び二百八十円券二枚）

三 記念乗車券の様式

表



裏



四 記念乗車券の発売期間

令和二年十二月十二日から令和三年六月三十日まで。

ただし、売り切れ次第、発売を終了する。

五 記念乗車券の発売数

二千セット

六 記念乗車券の効力

発売日から令和三年六月三十日までのいずれか一日に  
限り、記念乗車券の券面に表示された区間に限り片道一  
回乗車することができる。

七 記念乗車券の発売場所

浅草線五反田駅、新橋駅及び浅草橋駅、三田線日比谷  
駅、水道橋駅、巣鴨駅及び高島平駅、新宿線市ヶ谷駅、  
馬喰横山駅及び本八幡駅、大江戸線上野御徒町駅、門前  
仲町駅、大門駅、青山一丁目駅、都庁前駅及び練馬駅並  
びにはとマルシェOnline

公 告

認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変  
更の届出について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十三

条第一項に規定する代表者の氏名の変更の届出があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

令和二年十二月十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人チャイルドライン支援センター

二 代表者の氏名

竹村 浩、小林 純子

三 主たる事務所の所在地

東京都新宿区天神町十四番 神楽坂藤井ビル五階

一 名称

特定非営利活動法人腎臓病早期発見推進機構

二 代表者の氏名

竹内 和久

三 主たる事務所の所在地

東京都千代田区九段南四丁目六番九号

一 名称

特定非営利活動法人オールディーエージャパン

二 代表者の氏名

木曾 康郎

三 主たる事務所の所在地

東京都町田市根岸町一〇〇七番地四

一 名称

特定非営利活動法人シーズ・市民活動を支える制度をつくる会

二 代表者の氏名

関口 宏聡

三 主たる事務所の所在地

東京都中野区上鷺宮三丁目十三番一号 鷺宮ガーデンハウスA二

一 名称

特定非営利活動法人ノーモア・ヒバクシヤ記憶遺産を継承する会

二 代表者の氏名

中澤 正夫

三 主たる事務所の所在地

東京都千代田区六番町十五番地 プラザエフ六階

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は完了した。

令和二年十二月十一日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

許可を受けた者の住所及び氏名

青梅市新町五丁目三十二番地の十五

有限会社シムラ

代表取締役 志村 將成

青梅市新町五丁目十一番十

代表取締役 志村 將成

代表取締役 志村 將成

代表取締役 志村 將成

令和2年度下半期（島しょ地区）危険物取扱者保安講習及び消防設備士講習の実施について

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23に規定する危険物取扱者保安講習及び同法第17条の10に規定する消防設備士講習をそれぞれ次のとおり行う。

令和2年12月11日

東京都知事 小 池 百合子

1 危険物取扱者保安講習

(1) 講習区分

ア 第1区分（給油取扱所）

イ 第2区分（製造所及び一般取扱所）

ウ 第3区分（屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所及び移送取扱所）

エ 第4区分（地下タンク貯蔵所及び移動タンク貯蔵所）

オ 第5区分（屋内貯蔵所、簡易タンク貯蔵所、屋外貯蔵所及び販売取扱所）

(2) 受講対象者

危険物取扱者で製造所等において危険物の取扱作業に従事している者又は危険物取扱者で受講を希望する者

(3) 実施日時及び実施場所

ア 実施日時

令和3年2月7日（日曜日）午前9時から午後1時まで

イ 実施場所

実施場所

<p>三宅支庁第二庁舎 三宅島三宅村伊豆642番地</p> <p>(4) 受講申請の受付日時及び受付場所</p> <p>ア 受付日時 令和3年2月7日(日曜日) 午前8時30分から午前9時まで</p> <p>イ 受付場所 三宅支庁第二庁舎 三宅島三宅村伊豆642番地</p>	<p>三宅支庁第二庁舎 三宅島三宅村伊豆642番地</p> <p>3 問合せ先 東京消防庁予防部防火管理課試験講習係(電話03-3255-2945)</p> <hr/> <p style="text-align: center;"><b>雑 報</b></p> <hr/>	
<p>2 消防設備士講習</p> <p>(1) 講習区分</p> <p>ア 消火設備</p> <p>イ 警報設備</p> <p>ウ 避難設備・消火器</p> <p>(2) 受講対象者 消防設備士免状の交付を受けている者</p> <p>(3) 実施日時及び実施場所</p> <p>ア 実施日時 令和3年2月6日(土曜日) 午前9時から午後5時まで</p> <p>イ 実施場所 三宅支庁第二庁舎 三宅島三宅村伊豆642番地</p> <p>(4) 受講申請の受付日時及び受付場所</p> <p>ア 受付日時 令和3年2月6日(土曜日) 午前8時30分から午前9時まで</p> <p>イ 受付場所</p>		

全国自治宝くじ事務協議会告示第三百六十号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
令和二年十二月十一日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において  
全国自治宝くじ事務協議会  
会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第八百六十八回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	六百万枚 十二億円
四	証券金額	一枚二百円
五	証券型式	被封式(被封された指定部分を削り取るにより、 一等から五等までの当せんが判明する方法)
六	発売期間	令和三年一月十三日から同年二月二日まで
七	当せん金支払開始期日	令和三年一月十三日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
一等	二百万円	十八本
二等	五十万円	六百本
三等	三万円	一万八百本
四等	千円	六万本
五等	二百円	六十万本
計		六十七万一千四百十八本

九 注意事項  
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第三百六十一号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
令和二年十二月十一日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において  
全国自治宝くじ事務協議会  
会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第八百六十九回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	三百五十万枚 十億五千万円
四	証券金額	一枚三百円
五	証券型式	被封式(被封された指定部分を削り取るにより、 一等から六等までの当せんが判明する方法)
六	発売期間	令和三年一月二十日から同年二月二日まで
七	当せん金支払開始期日	令和三年一月二十日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
一等	五百万円	七本
二等	三十万円	七十本
三等	三万円	七百本
四等	千円	七千本
五等	三百円	十七万五千本
六等	三百円	七十万本
計		八十八万二千七百七十七本

九 注意事項  
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第三百六十二号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
令和二年十二月十一日

全国道府県知事及び二十指定都市長の名において  
全国自治宝くじ事務協議会  
会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第八百七十回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	三百万枚 六億円
四	証券金額	一枚二百円
五	証券型式	被封式(被封された指定部分を削り取ることにより、 一等から五等までの当せんが判明する方法)
六	発売期間	令和三年一月二十日から同年二月二日まで
七	当せん金支払開始期日	令和三年一月二十日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
等	級	一等 百万円 六本
二等		五万円 千二百六十本
三等		一万円 一万二千六百本
四等		千円 三万本
五等		二百円 三十万本
計		三十四万三千八百六十六本

九 注意事項  
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第三百六十三号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
令和二年十二月十一日

全国道府県知事及び二十指定都市長の名において  
全国自治宝くじ事務協議会  
会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第八百七十一回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	六百万枚 十二億円
四	証券金額	一枚二百円
五	証券型式	被封式(被封された指定部分を削り取ることにより、 一等から五等までの当せんが判明する方法)
六	発売期間	令和三年一月二十日から同年二月十六日まで
七	当せん金支払開始期日	令和三年一月二十日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
等	級	一等 三百万円 六本
二等		三十万円 百八十本
三等		一万円 千八百本
四等		千円 十二万本
五等		二百円 百八十万本
計		百九十二万一千九百八十六本

九 注意事項  
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第三百六十四号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。

令和二年十二月十一日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称 第八百七十二回全国自治宝くじ

二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額 九千万枚 二百七十億円

(三十億円を一単位(一ユニット)として九単位(九ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百二十五パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合があります。)

一枚三百円

開封式

令和三年二月三日から同年三月五日まで

令和三年三月十二日

令和三年三月十七日

四 証券金額

五 証券型式

六 発売期間

七 抽せん期日

八 当せん金支払開始期日

九 当せん金の額及び当せんの数

等 級

一等

二等

三等

四等

五等

六等

七等

備考

十 注意事項

- (一) 一等の当せん金の額については、当せん金付証券法(昭和二十三年法律第百四十四号)第五条第二項ただし書に基づく総務大臣の指定を受けている。
- (二) 当せん本数は、発売額三十億円に対するものである。
- (三) 注意事項
- (四) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (五) 証券は、転売できない。

計 百十三万三千百五十五本

全国自治宝くじ事務協議会告示第三百六十五号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。

令和二年十二月十一日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称 第八百七十三回全国自治宝くじ

二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額 五千万枚 百五十億円

(三十億円を一単位(一ユニット)として五単位(五ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百二十五パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合があります。)

一枚三百円

開封式

令和三年二月三日から同年三月五日まで

令和三年三月十二日

令和三年三月十七日

四 証券金額

五 証券型式

六 発売期間

七 抽せん期日

八 当せん金支払開始期日

九 当せん金の額及び当せんの数

等 級

一等

二等

三等

四等

五等

備考

十 注意事項

- (一) 当せん本数は、発売額三十億円に対するものである。
- (二) 注意事項
- (三) 注意事項
- (四) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (五) 証券は、転売できない。

計 百十四万四千十五本

全国自治宝くじ事務協議会告示第三百六十六号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
令和二年十二月十一日

全国道府県知事及び二十指定都市長の名において  
全国自治宝くじ事務協議会  
会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第八百七十四回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	六百万枚 六億円
四	証券金額	一枚百円
五	証券型式	被封式(被封された指定部分を削り取るにより、 一等から三等までの当せんが判明する方法)
六	発売期間	令和三年二月十七日から同年三月二日まで
七	当せん金支払開始期日	令和三年二月十七日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
九	等級	一等 三万円 二千四百本 二等 五百円 七万二千本 三等 百円 百八十万本
計		百八十七万四千四百本

九 注意事項  
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第三百六十七号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
令和二年十二月十一日

全国道府県知事及び二十指定都市長の名において  
全国自治宝くじ事務協議会  
会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第八百七十五回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	七百万枚 十四億円
四	証券金額	一枚二百円
五	証券型式	被封式(被封された指定部分を削り取るにより、 一等から五等までの当せんが判明する方法)
六	発売期間	令和三年三月三日から同月三十一日まで
七	当せん金支払開始期日	令和三年三月三日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
九	等級	一等 五十万円 七十本 二等 五万円 千四百本 三等 一万円 七千本 四等 千円 七万本 五等 二百円 二百十万本
計		二百七十七万八千四百七十本

九 注意事項  
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第三百六十八号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
令和二年十二月十一日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

第八百七十六回全国自治宝くじ

受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号

発売の数及び総額 七百万枚 十四億円

証券金額 一枚二百円

証券型式 被封式(被封された指定部分を削り取ることにより、

一等から五等までの当せんが判明する方法)

発売期間 令和三年三月六日から同月三十一日まで

当せん金支払開始期日 令和三年三月六日

当せん金の額及び当せんの数 当せん金 当せん本数

一等 三百万円 七本

二等 十万円 二百七十本

三等 一万円 二千七百本

四等 千円 七万本

五等 二百円 七十万本

計 七十九万三千八百七十七本

九 注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第三百六十九号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
令和二年十二月十一日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

第八百七十七回全国自治宝くじ

受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号

発売の数及び総額 四百五十万枚 十三億五千万円

証券金額 一枚三百円

証券型式 被封式(被封された指定部分を削り取ることにより、

一等から六等までの当せんが判明する方法)

発売期間 令和三年三月六日から同月三十一日まで

当せん金支払開始期日 令和三年三月六日

当せん金の額及び当せんの数 当せん金 当せん本数

一等 千万円 九本

二等 三十万円 九十本

三等 三万円 九百本

四等 三千円 九千本

五等 千円 十八万本

六等 三百円 九十万本

計 百八万九千九百九十九本

九 注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第三百七十号  
 当せん金付証券を次のとおり発売する。

令和二年十二月十一日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において  
 全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

第八百七十八回全国自治宝くじ

株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号

七百万枚 十四億円

一枚二百円

被封式（被封された指定部分を削り取るにより、

一等から五等までの当せんが判明する方法）

令和三年三月六日から同月三十一日まで

令和三年三月六日

六	発売期間		
七	当せん金支払開始期日		
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金	当せん本数
	等	二百万円	七本
	一等	五万円	百四十本
	二等	三万円	二千八百本
	三等	千円	十四万本
	四等	二百円	二百十万本
	五等		
	計		二百二十四万二千九百四十七本

九 注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証券は、転売できない。

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 ○三(五三二)一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 一筒月 五〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001

